

「アジア太平洋地域における障害者の完全参加と機会の平等に関する宣言」（仮訳）の採択

<主な内容－概略>

- ① アジア太平洋地域での以下のような状況を認識する。
 - ・栄養障害や疾病・災害・事故・戦争等による障害者が、日々生まれている。
 - ・児童の救済に関する諸条件の改善により、障害をもつ子供は増えつつあり、また、高齢の障害者も増加している。
 - ・多くの障害者、特に農村地域に住む障害者の生活条件は更に改善される必要である。
- ② 急速に変化しつつあるこの地域社会において、障害者自らがその生き方の決定と、可能性の追求ができるようにすることが必要である。
- ③ この地域を通じて、特にリハビリテーション・教育・雇用といった部面での障害者の完全参加と平等は、障害をもたない者に比してなお十分なものとはなっていない。これは障害者に対する社会的態度にも起因するものであり、このようなものは根絶されねばならない。
- ④ 地域の建築物等の環境は障害者への配慮がなされていないものが多く、障害を有する市民の参加と平等の妨げとなっている。これらを改善し、すべての人のための社会（SOCIETY OF ALL）に向けて努力する必要がある。
- ⑤ 今日、アジア太平洋地域は、世界で最も急速に発展しつつある地域であることを誇りに思うとともに、この発展が、障害者など社会的に傷つきやすい人々に貢献するとの努力を反映するものとなろうことを決議する。
- ⑥ 我々は、アジア太平洋障害者の十年を、この地域における新たな政策の開始と行動等のための触媒となるものとして歓迎する。
- ⑦ 我々は、尊敬するこの地域におけるアジア太平洋障害者の十年の理念と目的を実行に移すことに関する相互の約束を誓うとともに、国連憲章における「人間の尊厳と価値」のために努力を続けるものである